

●企業と障がいのある方をつなぐ！
『えひめ障がい者雇用マッチングフェスタ』

障がい者雇用を検討している企業と働きたいと思っている障がいのある方をマッチングするイベントです。参加申込は申込フォームからお願いします。

【日時】 2月20日（木）※午前・午後の2部制

■問い合わせ先
一般社団法人えひめ ICT チャレンジ事業組合
☎ 089-923-5002 （事務局：おうしすてむ）



●えひめ東予・南予満喫キャンペーンの開始

観光施設や飲食店等で使える電子クーポンの配布や、県産品が当たるスタンプラリー等、「みきゃんアプリ」を使って東予・南予をお得に周遊できるキャンペーンを開始します。

【日時】 2月22日（土）～3月30日（日）

■問い合わせ先
えひめ東予・南予満喫キャンペーン事務局
（（株）デジタルテクノロジー四国）
☎ 089-913-0390



2月は「相続登記はお済みですか」月間です！！

相続に関する無料相談を」実施します！！

愛媛県司法書士会では、毎年2月の1か月間を「相続登記はお済みですか」月間と定め、下記のとおり無料相談を実施します。相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続に関する相談に、司法書士が適切なアドバイスを行います。

◆日時・場所 2月の1か月間、県下各司法書士事務所にて随時承ります。※各事務所に連絡のうえ事前の予約をお願いします。※下記フリーダイヤルにて最寄りの司法書士事務所をご紹介します。

◆相談料 無料

◆相談例 ①登記名義人が亡くなった先々代のままです。②パートナーに全財産を相続させたいのですが・・・③相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができません。など

相続登記とは、相続した不動産の名義を相続人に変更することをいいます。令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されました。それにより、相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内

に相続登記をすることが義務となりました。また、令和6年4月1日以前の相続でも、相続登記がされていないものは義務化の対象になります。（正当な理由なく義務に違反した場合は、10万円以下の過料が科されることもあります。）

不動産の名義を変更していないと、そのままでは売却することができず、担保にして融資を受けようとする場合などにも手続きが順調に進みません。また、長い間放置しておく、相続権のある人が次第に増えて権利関係が複雑になり、さまざまなトラブルが発生することも少なくありません。そのため、できるだけ早い時期に登記手続きを行うことが重要となります。

司法書士は、「くらしの法律家」として、市民の権利擁護に寄与します。

■問い合わせ 愛媛県司法書士会 ☎ 089-941-8065
★相続登記相談センター★ ☎ 0120-13-7832

住民票への方書記載について

団地やアパート等にお住まいの方については、住民票に方書（建物名・部屋番号等）を記載します。方書がないと、同じ地番に複数の世帯が存在することになり、地番表示だけでは郵便物が正確にお届けできない等の問題が生じることがあります。これらの問題を解消するため、住民票に方書記載がされていない方は、お近くの支所で住民票への方書追加の手続きをお願いいたします。

※平成25年2月1日以降に転入・転居された方は、すでに方書が記載されていますので、手続きは必要ありません。
※すでに申出により方書記載をしている方は、手続きは必要ありません。

手続きに必要なもの

- ・本人確認書類（マイナンバーカード・運転免許証等）
- ・代理人が手続きを行う場合は、本人からの委任状

●問い合わせ
弓削住 民 課 ☎ 77-2503
生名 町民生活課 ☎ 76-3000
岩城 町民生活課 ☎ 75-2500
魚島 町民生活課 ☎ 78-0011

チャイルドシート購入助成事業

ご存知ですか？ 上島町では乳幼児の健全な育成に寄与することを目的とし、保護者の経済的負担軽減を図るため、チャイルドシートの購入に要する費用の助成を行っています。購入後1年以内に申請してください。

【対象】 6歳未満（各年度の4月1日現在）の乳幼児保護者
※町税等に未納がないこと。
※上島町内に住所を有し同居していること。

※チャイルドシート助成で他制度の助成を受けていない方

【助成金】 1台につき5000円
1世帯につき1台1回限りです。

※購入金額が1万円に満たない場合は購入費の2分の1を助成します。

【必要書類等】

- 品名、購入日、金額がわかる領収書
- 保証書
- 印鑑（認め印）
- 振込先が確認できる通帳

●申請・問い合わせ

弓削住 民 課 ☎ 77-2503
生名 町民生活課 ☎ 76-3000
岩城 町民生活課 ☎ 75-2500
魚島 町民生活課 ☎ 78-0011

○自動車事故の被害に遭われた方へ

ナスバ（（独）自動車事故対策機構）では以下の取り組みを行っています

【介護料の支給】

自動車事故が原因で脳・脊髄・胸腹部臓器を損傷したことにより重度な後遺障害が残り、常時または随時の介護が必要な方に対し、介護料を支給しています。（月額 36,500円～211,530円）

【無利子の生活資金貸付】

自動車事故により保護者が死亡または重度後遺障害者となったご家族（生活困窮家庭）のお子様に対し、中学校卒業まで生活資金の無利子貸付を行っています。

- ・一時金（初回のみ）……155,000円
- ・月額（選択制）……10,000円または20,000円
- ・小学校と中学校入学支度金 ……44,000円

【療護施設の設置・運営】

自動車事故による重度後遺障害者（遷延性意識障害者）のための専門病院（療護施設）を全国12

か所で設置・運営しています。入院期間はおおむね3年間です。※松山市に松山市民病院（委託病床）があります。

【ナスバ（NASVA）交通事故被害者ホットライン】

全国の交通事故被害者およびその家族等へナスバの支援制度や相談先にお困りの場合には各種相談窓口を紹介しています。

◆相談窓口 ☎ 0570-000-738

■問い合わせ

ナスバ（（独）自動車事故対策機構）愛媛支所
☎ 089-960-0102

